

事業別経営計画書【B】

■基礎情報

所属名	まちづくり推進室	No.	1
事業名	都市計画推進事業		
総合計画の体系	基本目標	3	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する
	基本政策	2	生活基盤
目的	土地利用の在り方や市街地開発など、都市計画に関する各種計画等の策定や調査等を行い、都市計画行政を推進する。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの策定・見直し ・都市計画審議会の運営 ・都市計画基礎調査の実施 ・都市計画基本図の作成、修正 ・生産緑地関係事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画関連協議会事務 ・国土利用計画法に基づく届出等事務 ・測量法に基づく公共基準点管理 ・工場立地法に基づく届出等事務 ・その他都市計画推進に関する事務 	
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランについては、平成22年度に都市計画法第18条の2に基づき「都市計画に関する基本的な方針」として、20年後（令和12年）の将来のまちづくりについて、目標や将来像を定めている。そして、未来の土地利用プロジェクトの検討結果を踏まえ、本町の交通利便性に優れた特性を活かして、より効果的な土地利用を実現するため、平成28年度、平成30年度に、新たに工業ゾーンを追加する見直しを行った。 ・平成29年度に萩島地区計画、平成30年度には新宮地区計画を策定し、当該地区を市街化区域（工業地域）に編入する都市計画決定を行い、地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を整備した。 ・都市計画法第13条において、都市計画は基礎調査の結果を基にして策定しなければならないとしており、愛知県都市計画基礎調査要綱に基づいて各項目を5年サイクルで実施している。平成30年度においては、土地利用状況等について調査し基礎的データを把握した。 ・平成5年11月に指定した生産緑地については、令和5年に指定後30年を経過することから、特定生産緑地の指定の有無について土地所有者の意向を確認する必要がある。 		
令和元年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランを基に、具体的な工場立地計画に対して、地区計画の都市計画決定及び都市計画法第34条第12号の区域申出手続きを行う。 ・愛知県都市計画基礎調査要綱に基づく都市計画基礎調査を実施し、本町における都市計画の基礎的データを整備する。令和元年度は、宅地開発状況、市街化調整区域内開発状況について調査を行う。 ・生産緑地所有者に対して、特定生産緑地の指定について意向調査を実施し、状況を把握する。 		

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基礎調査 業務委託発注 ・特定生産緑地意向調査 所有者に対する意向調査
12	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基礎調査 完了
1	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基礎調査 県報告

■事業コスト

		単位	H29 年度決算額	H30 年度当初予算額	R1 年度計画額
事業費		千円	2,391	1,769	1,586
（内特定財源）		千円	71	71	73
人工	職員	人工	1.0	0.9	0.7
	臨時職員	人工	0.3	0.2	0.5
	計	人工	1.3	1.1	1.2

■令和元年度計画特定財源内訳

（単位：千円）

特定財源名称	金額	備考（充当先等）
土木関係証明手数料	13	
図面、用紙等売払収入	36	
土地取引規制等市町村事務費交付金	24	
合計	73	

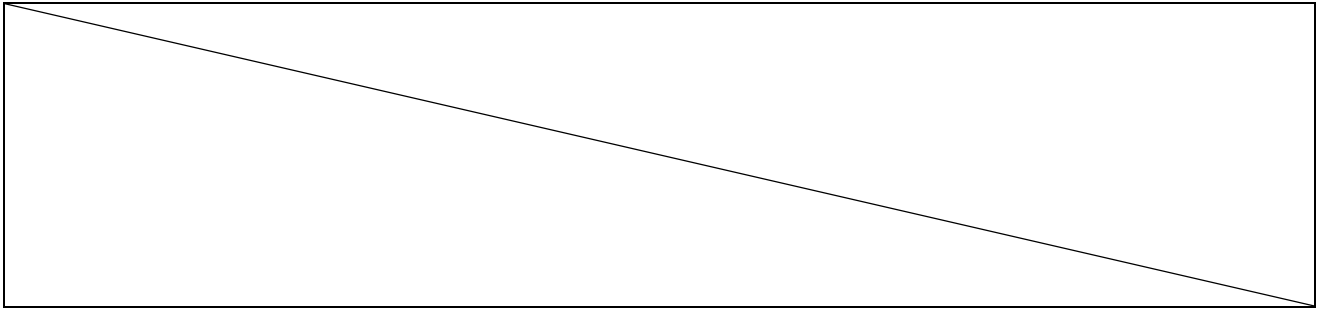
■令和元年度計画額の主な増減

（新たな取組、臨時経費、廃止項目等）

（単位：千円）

項目（科目等）	計画額	増減額	内容
都市計画基礎調査委託料	1,275	△183	愛知県都市計画基礎調査要綱に基づく都市計画基礎調査（H28年度からR2年度）

■特記事項



■目標又は改善策に対する取組内容

都市計画行政の基礎的なデータ整備を目的として、愛知県都市計画基礎調査実施要綱に基づき都市計画基礎調査（宅地開発状況、市街化調整区域内開発状況）を実施した。

都市計画マスタープランについては、工業系の土地利用を進める地域と周辺環境に配慮した土地利用を行う地域のバランスを保つため、工業ゾーンと農業ゾーンの見直しを行った。

生産緑地地区については、令和5年11月に当初指定後30年が経過することを踏まえて、令和元年9月12日開催の大口町都市計画審議会において、生産緑地を指定する意義や市街化区域内に農地を所有する他の所有者との税負担の関係から、特定生産緑地には指定しないとの町の方針を報告した。こうした方針の下、生産緑地所有者に対して特定生産緑地に係る意向調査、制度の説明を行った。

■評価

都市計画基礎調査により、宅地開発状況、市街化調整区域内開発状況を把握することができた。この調査の結果は、今後の土地利用を検討する上での基礎資料として活用する。

都市計画マスタープランの見直しについては、工業系の土地利用は国道41号・155号や都市計画道路大口・楽田線等の幹線道路沿いの地区に配置するという都市計画マスタープランに位置付けられた考え方に沿った工業ゾーン・農業ゾーンの見直しを行うことができた。都市計画の観点から、本町の特長である交通利便性を活かし、限られた町域をより効果的に活用し、周辺環境と調和のとれた土地利用を実現するものであったと考える。この見直しの結果、新たに工業ゾーンとなった地区については、具体的な工場立地計画に対する都市計画法第34条12号の区域指定手続きを行うことが可能となった。

本町の生産緑地地区については、当初指定時から26年が経過し、指定時の所有者から世代交代している所有者も多く存在していたことから、改めて生産緑地指定の意義、制度を確認する良い機会であった。その中で、生産緑地を指定する意義、税負担の公平性という観点から特定生産緑地には指定しないとの町の方針を伝え一定の理解を得られたと考えているが、所有者一人ひとりに対して引き続き丁寧に説明をしていく。

事業別経営計画書【B】

■基礎情報

所属名	まちづくり推進室	No.	2
事業名	国土調査事業		
総合計画の体系	基本目標	3	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する
	基本政策	2	生活基盤
目的	<p>国土調査法に基づく地籍調査を実施することで、町民及び公共の財産の保全並びに土地に関する基礎資料を整備し、土地の明確化を図る。</p> <p>※地籍調査とは、一筆毎の土地について、その所有者、地番、地目の調査、境界及び地積に関する測量を行い、地籍図と地籍簿を作成する調査。</p>		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査事業（認証、地籍調査事業成果の送付事務） ・過去に実施した地籍調査事業成果の閲覧事務 		
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から取り組んできた中小口地区の地籍調査事業については、平成30年度にH工程、閲覧事務を実施し、愛知県に対して認証請求を行った。 ・過去に実施した地籍調査事業成果等に係る測量図、境界の座標及び基準点資料を窓口で閲覧している。これらの資料については、現在、紙ベースで管理、保管していることから、資料の劣化が懸念される。また、閲覧申請受付け後、複数の簿冊から申請地を手作業により検索していることから閲覧するまでに時間を要するため、円滑な窓口業務の妨げとなっている。 		
令和元年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年年7月（予定）に中小口地区地籍調査事業の成果を法務局に送付する。 ・過去の地籍調査事業成果等に係る測量図、境界の座標及び基準点資料については、土地に関する貴重な資料であることから、これまでの紙ベースでの管理、保管から電子化（PDFデータによる保管）し、将来に向けて安定して使用できる状態としていく。また、電子化することにより、窓口での閲覧申請受付時に申請地を容易に検索することが可能となることから、窓口業務の改善を図る。 		

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～ 7	<ul style="list-style-type: none"> 過去の地籍調査事業成果等の閲覧事務 図面、座標及び基準点資料の測量資料電子化業務委託発注 地籍調査事業成果を法務局に送付

■事業コスト

		単位	H29 年度決算額	H30 年度当初予算額	R1 年度計画額
事業費		千円	13,421	2,265	25,005
（内特定財源）		千円	7,678	1,686	0
人工	職員	人工	1.0	0.8	0.7
	臨時職員	人工	0.5	0.2	0.2
	計	人工	1.5	1.0	0.9

■令和元年度計画特定財源内訳

（単位：千円）

特定財源名称	金額	備考（充当先等）
合計		

■令和元年度計画額の主な増減

（新たな取組、臨時経費、廃止項目等）

（単位：千円）

項目（科目等）	計画額	増減額	内容
国土調査事務等委託料	0	△2,248	
測量資料電子化委託料	25,000	25,000	測量図、境界の座標及び基準点資料の電子化

■特記事項

令和元年7月に認証と同時に町名地番変更予定

■目標又は改善策に対する取組内容

中小口地区の地積調査については、令和元年7月16日に愛知県から認証を受け、同日に春日井法務局にその成果を送付し事業を完了した。

実施地区内の筆数 地籍調査前 1,650筆

地籍調査後 1,100筆

過去の地積調査事業成果等に係る測量図、座標及び基準点資料については、過去の成果物を電子化(PDF化)するとともに、窓口での閲覧申請時に容易に検索できるようシステム化を実施した。

■評価

中小口地区の地積調査が完了したことにより、昭和44年度から実施してきた事業は、計画した全ての地区において完了することができた。これらの成果は、今後公用、私用を問わず、分合筆時や境界立会い等において、また、災害時の境界復旧に効果的な資料として活用することができる。

これらの成果は、古い資料では昭和50年代の資料であり紙ベースでの保存となっていたが、今年度電子化(PDF化)したことにより、将来に亘って安定して保存、使用する体制を整えることができた。加えて、窓口での閲覧申請があった場合、これまでは膨大な資料から申請地を探し交付していたが、システム化したことにより、容易に申請地を検索することが可能になり、窓口負担の軽減及び交付するまでの時間短縮等、事務の改善につなげることができた。

事業別経営計画書【A】

■基礎情報

所属名	まちづくり推進室	No.	3
事業名	住環境整備事業		
総合計画の 体系	基本目標	3	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する
	基本政策	2	生活基盤
目的	大規模な地震の発生による建築物の倒壊等の被害から住民の生命及び財産を保護するため、旧基準木造住宅の耐震改修の促進と減災化促進及び建築物の耐震化を行うことで、地震に対する安全性の向上を図り、災害に強い地域社会の形成を目的とする。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造住宅耐震改修及び減災化促進業務 ・ 建築物（多数の者が利用する建築物、通行を確保すべき道路沿道の建築物など）耐震促進業務 ・ 危険ブロック塀撤去促進業務 ・ 空家対策業務 		

<p>現在における経過又は課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に建築または工事着工された住宅）の耐震化を促進するため、平成29年度は耐震診断未実施および耐震診断を実施後耐震改修未実施の住宅所有者に対し、意向調査を行い、ふれあいまつりの機会に説明会とPR活動を行った。結果、40名の来場者のうち29名の方に無料耐震診断の申し込みをしていただき、来場しなかった方のうち「診断を希望する」と答えた41名には電話で意思確認し、無料耐震診断の申し込みを受付けた。 ・平成30年度は「説明を聞いて検討する」と答えた70件の所有者を対象に戸別訪問を行い、このうち39件の所有者から無料耐震診断の申し込みを受付けて実施した。また、平成29年度と30年度の無料耐震診断を受けた所有者に対し、耐震改修補助制度や耐震シェルター等の補助制度の紹介を行うとともに耐震性がない木造住宅を除却する場合の補助制度を創設した。 ・防災ベッド、耐震シェルターを設置した旧耐震基準木造住宅については、耐震住宅としてはカウントされないが、生命を守る措置が講じられることから減災化された住宅として位置づける。また、平成29年度に新たな補助制度として創設したが申込件数が伸びていないため、今後さらなるPRに努める必要がある。 ・平成30年6月に発生した大阪府北部地震においてブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことを受けて、ブロック塀の無料診断と撤去費補助金制度を創設した。町職員による緊急点検が4件、無料診断の実施件数は179件実施し、ブロック塀の撤去費補助は12件であった。診断後、「危険である」と判定されたブロック塀の所有者に対し、撤去につなげる必要がある。 ・今後増加が見込まれる空家について、平成27年に地域からの情報を元に丹羽広域事務組合と連携して空家台帳を作成した。平成29年度は地域からの情報に加え、上水道の利用状況の情報も元にして空家現地調査を行い、建物所有者にアンケート調査を行ったうえで空家台帳を更新し、3地区で地域懇談会を行った。 ・平成30年度は空家総合相談窓口を開設し、地域懇談会での意見を参考にし大町空家等対策計画の策定をした。また、愛知県宅地建物取引業協会と協定を締結し、空家バンクの設立に向けて取り組んでいる。 ・空家等対策計画を進めるあたり、空家等対策協議会の設置に向けた条例制定や空家の所有者への支援策としての除却制度、空家を活用する人向けの支援策としてリフォーム補助などの要綱整備を行った。今後は支援策のPRに努めるとともに、空家の所有者自らが適正に管理できるように促していく必要がある。また、使える空家は活用できるよう促し、問題のある空家の発生を抑制していく必要がある。
<p>令和元年度の目標又は改善策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度実施した啓発活動から木造住宅耐震診断を実施した家屋所有者に対し、耐震改修補助制度や耐震シェルター等補助制度の他、新たな制度を含めた補助制度の説明を行うことで耐震改修を促し、耐震化率の向上に努める。 ・ブロック塀の無料診断や撤去費補助制度を啓発し、危険なブロック塀の撤去が促進するように取り組む。また、昨年度に無料診断の結果に基づき、「危険である」と判定された所有者に対し、撤去費補助制度を啓発する。 ・空家対策は、大町空家等対策計画に基づき空家等対策協議会を開催し、空家の維持管理や活用、除却に対する支援を進めるとともに、愛知県宅地建物取引業協会とも連携した空家総合相談窓口や空家バンクにも取り組むことで、所有者自らが空家を適切に管理できるよう促していく。また、活用可能な空家については、町内の事業所等の在勤者や子育て世代をはじめとする若者世代を中心に、移住・定住施策であるシティプロモーション事業とも組み合わせることでその活用を進めていく。

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	広報おおぐちにて木造住宅の耐震に関する制度や除却制度の紹介記事を掲載 空家等対策協議会の開催（年2回程度） 空家バンクの運用 空家対策支援制度の啓発と運用
6～	広報おおぐちにて空家の適正な管理に関する記事を掲載
通年	イベントなどの機会を捉え耐震に関する助成制度の紹介・啓発 耐震に関する相談、工法等の案内

■3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな空家の発生予防のための適切な維持管理の支援を行う。 ・使える空家は使ってもらえるような活用の支援を行う。 ・除却以外に手法のない空家は除却の支援を行う。 					
項目（単位）	H29 計画	H29 実績	H30 計画	R1 目標	R2 目標	R3 目標
空家の活用	-	-	-	6	6	6
空家の除却	-	-	-	5	5	5

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな空家の発生予防と除却の周知 ・空家の適正管理と活用促進
R3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・空家の適正管理と活用促進

■事業コスト

		単位	H29 年度決算額	H30 年度当初予算額	R1 年度計画額
事業費		千円	9,539	18,878	25,801
（内特定財源）		千円	6,441	9,303	18,002
人工	職員	1.0	1.0	1.0	1.1
	臨時職員	0.2	0.2	0.2	0.6
	計	1.2	1.2	1.2	1.7

■令和元年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	1,073	国費(耐震診断・ブロック塀診断)
住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	8,750	国費(耐震改修・ブロック塀撤去)
愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	354	県費(耐震診断)
愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金	4,375	県費(耐震改修・ブロック塀撤去)
空き家対策総合支援事業	2,300	国費(空家)
愛知県空家等対策推進事業	1,150	県費(空家)
合計	18,002	

■令和元年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容
木造住宅耐震診断委託料	1,416	▲2,288	耐震診断予定件数・・・30戸
木造住宅耐震改修費	14,200	▲500	耐震改修予定件数・・・10戸 段階的耐震改修予定件数・・・2戸 耐震シェルター等予定件数・・・10戸
木造住宅除却費	800	800	耐震性のない木造住宅除去・・・2戸
空家対策	5,600	5,600	空家の除却・・・5件 空家の活用(リフォーム補助)・・・3件 空家の活用(同居・近居支援補助)・・・1件 空家の活用(在勤者向け定住補助)・・・2件
ブロック塀無料診断	1,100	1,100	無料診断・・・100件
危険ブロック塀撤去費補助	2,500	2,500	撤去費補助・・・50件

■特記事項

--

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・平成29年度以降、木造住宅耐震診断（無料診断）を実施した家屋所有者に対し、耐震改修補助制度や耐震シェルター等補助制度に加え、新たに制度化した耐震性のない木造住宅除却に係る補助制度についても周知・啓発活動を実施した。
- ・昨年度、無料診断を実施したブロック塀を対象に、診断結果が「危険である」と判定されたブロック塀の所有者に対し、町内にある危険なブロック塀の撤去が一層進むよう撤去費補助金制度の周知・啓発活動を実施した。また、新規事業として実施した昨年度と比較して、今年度はブロック塀の無料診断の申込み件数が停滞していたため、町内を巡回し、該当するブロック塀の所有者宅には、無料診断案内を直接投函するなどの啓発活動を実施した。
- ・空家対策については、現在把握している空家の現状追跡調査を行い、空き家の維持管理や活用、除却制度や空き家バンク開設等の案内を空家の所有者に送付し、地域住民に悪影響を及ぼさないよう周知・啓発活動に取り組んだ。また、活用可能な空家の有効利用を促進するため、町内の事業所等の在勤者や子育て世代をはじめとする若者世代を中心に、シティプロモーション事業との連携の中で、在勤者定住支援補助金制度に対する周知活動を実施した。

■ 評価

- ・木造住宅除却制度に対しては、周知・啓発活動の成果もあり、これまでに耐震診断を受けた所有者やこれから建替え等を考えている所有者から多くの相談があった。新制度の導入により、木造住宅の老朽化に伴う諸問題に対する選択肢が広がったことで、除却制度の利用に向けた耐震診断の申込みや建替えの相談等が増加し、耐震改修以外の建物の耐震化の促進により実現する地域の安全安心に向けて、一步一步ではあるが進んでいるものと考ええる。
- ・ブロック塀の無料診断については、当初申し込みが停滞していたが、町内を巡回し、該当ブロック塀の所有者に直接アプローチしたことにより、町内にある危険なブロック塀が把握でき、また所有者からの申込件数も増加したことにより、危険なブロック塀の撤去を検討いただくきっかけとなったものと考ええる。
- ・空家の所有者から、今年度開設した空き家バンクに対する問い合わせがあり、1件登録することができた。この空き家バンクへの登録掲載の結果、新たな所有者となる買い手が見つかり、空家の有効利用につなげることができた。また、町内在勤者による空家住宅活用に対する定住支援補助金の利用もあり、シティプロモーション事業と連携した空家活用に対する周知・啓発活動の成果が得られたと考える。空家の現況確認と有効利用のための周知・啓発、空き家バンクや総合相談窓口の充実、更には補助制度の活用促進を今後も引き続き実施していくことが、空家対策に対しては非常に有効であると考ええる。

事業別経営計画書【B】

■基礎情報

所属名	まちづくり推進室	No.	4
事業名	開発・建築事務事業		
総合計画の体系	基本目標	3	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する
	基本政策	2	生活基盤
目的	秩序ある町の発展を期するため、関係法令に定めるもののほか、住宅地等の開発について一定基準を定めた大口町宅地開発等に関する指導要綱などにに基づき良好な生活環境の整備を図るための事務手続き等を行う。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発、建築に係る相談窓口、申請等の受付事務 ・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく指導 ・ 建築確認申請の受付 ・ 開発、建築許可の受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設整備計画届出の受付 ・ 建築リサイクル法に基づく届出 	
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法、都市計画法、建設リサイクル法、愛知県人にやさしいまちづくり条例、大口町宅地開発等に関する指導要綱に係る事務を行っている。 ・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱による宅地開発審査会では、事前の打合せ協議を各担当課と事業者が行っており、事前の打合せ協議内容については各担当課と共通の認識を持って対応する必要がある。しかし、時折その指導項目、内容について認識が異なる場合があるため整理する必要がある。 ・ 雨水及び汚水処理対策については、大口町宅地開発等に関する指導要綱第16条で規定し対応をしているが、近年の大雨による浸水被害が生じている状況を鑑み、担当課と協議を行ったが、雨水対策施設の管理、補償等の課題から指導要綱により対策を講じることは困難との結論となった。 		
令和元年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱については、近隣関係者に悪影響を及ぼさないよう関係機関、部署と連携し、良好な環境を保つ事業計画となるよう指導に努める。 ・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱による宅地開発審査会における、各担当課の事前の打合せ協議内容について、的確な指導となるよう各担当課と打合せを行い、指導項目、内容について整理し情報の共有を図る。 		

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法、都市計画法、建設リサイクル法、愛知県人にやさしいまちづくり条例の相談窓口、申請等の受付事務、申請書類の県への進達事務 ・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議 毎月末閉め、翌月中旬に宅地開発審査会を開催

■事業コスト

		単位	H29 年度決算額	H30 年度当初予算額	R1 年度計画額
事業費		千円	0	0	0
（内特定財源）		千円	0	0	0
人工	職員	人工	0.2	0.8	0.6
	臨時職員	人工	0.1	0.2	0.5
	計	人工	0.3	1.0	1.1

■令和元年度計画特定財源内訳

（単位：千円）

特定財源名称	金額	備考（充当先等）
合計		

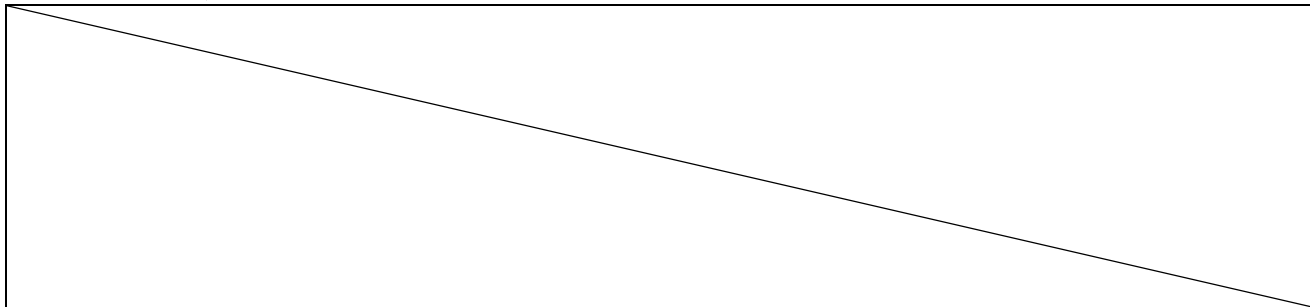
■令和元年度計画額の主な増減

（新たな取組、臨時経費、廃止項目等）

（単位：千円）

項目（科目等）	計画額	増減額	内容

■特記事項



■目標又は改善策に対する取組内容

令和元年度の各種申請、届出等の件数

- ・大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議 26件（前年度20件）
- ・建築許可申請 42件（前年度34件）
- ・開発許可申請 16件（前年度14件）
- ・建築リサイクル法に基づく届出 58件（前年度51件）

大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議については、毎月審査会を開催し提出された案件について審査を行い、防犯灯の設置、乗入口付近の交通安全対策等について、開発計画が周辺環境に影響を及ぼさないよう指導を行った。

また、事前協議に係る事業者と担当課との事前の打合せ内容について、その指導項目、内容等の聞き取りを行い、情報共有、意見交換を行った。

■評価

大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく事前協議については、開発される地域には新しく工場等が立地し、また住宅等の建設であれば、新規に入居する方が増加することから、これまで地域で生活をしている方、新しく地域で生活を始める方の双方にとって、より良い環境となるよう、法によらない行政指導という位置付けではあるものの、周辺環境への影響を考慮し事業者に対して指導を行った。特に防犯灯については、事業者には設置の協力を求め、多くの事業者の協力を得ることができた。今後においても、引き続き積極的に取り組んでいく。

事業別経営計画書【B】

■基礎情報

所属名	まちづくり推進室	No.	5
事業名	シティプロモーション事業		
総合計画の体系	基本目標	6	持続可能な地域経営
	基本政策	3	情報発信・共有
目的	<p>・持続的な人口バランスを確保するため、20歳代後半から30歳代といった世帯形成期を中心とした住民の定住促進及び町外転出の抑制をはかること及び産業の持続的発展のための、新たな企業立地や優秀な人材確保を目的とする。</p>		
事務内容	<p>・大口町プロモーション戦略及びアクションプランに基づき住民主体の持続的な情報発信に向けた仕組みを協働で構築する。</p>		
現在における経過又は課題	<p>・平成28年度に大口町プロモーション戦略・第1期アクションプランを策定するため、ふれあいまつりで大口町の魅力についての来場者インタビューの実施や、町民プロモーションワーキング会議を3回、庁内プロモーションチームでの会議を3回、プロモーション講座を3回実施するとともに、企業従事者アンケートを実施した。</p> <p>・平成29年度は、住民、NPO法人まちねっと大口、行政の3者の協働により、4月にキックオフイベントを開催し、月2回程度ワーキング会議を行う中で出された意見をもとに、アピタ大口店2階でオープン会議を開催し、大口町の魅力を発信するイベントを行った。また、就職フェア、勤労青少年ボーリング大会、ふれあいまつり、成人式などの機会をとらえ、大口町の魅力PR、アンケート調査を実施した。</p> <p>・平成29年度から平成30年度にかけて、大口町をプロモーションするためのキャッチフレーズの募集及び選考や中学校の協力を得てロゴの募集を行い、プロモーションメンバーで選考を実施した。</p> <p>・平成30年度は、住民有志のプロモーションに対する思いを大事にしながら、町内企業の協力を得て、金助まつりと大和屋を結ぶスタンプラリーやマドラス大口工場の見学、ふれあいまつりへの出展、大和屋と共催した守口大根の抜き取り体験と工場見学といったように、町内にある企業の魅力や情報発信のための企画をし実施した。</p> <p>・一方で、プロモーション活動に携わる中で住民メンバーの団結力が高まり、メンバー自らが団体名を「おおぐち宣伝部」と名付けてグループを形成した。</p> <p>・「まちの魅力を発見する」町内の魅力発見ツアーの企画及び実施を行い、町内の企業の協力を得ながら事業を継続していくことが必要である。</p> <p>・「まちの魅力を発信する」ツールがSNSや広報紙であるため、住民グループの口コミなど情報を確実に人に届く方法も検討する必要がある。また、おおぐち宣伝部のメンバーが固定化しつつあるため、プロモーション活動を継続するために、若い世代に向けた取り組みが必要である。</p> <p>・第2期「まちと人をつなげるプロモーション」の展開に向けた準備を行いつつ、移住・定住希望のための情報を整理し、戦略3「まちとつながって暮らす」戦略6「受け入れる環境を整える」ための住環境整備事業における制度の新設と合わせて進めていく必要がある。</p>		

令和元年度の 目標又は 改善策	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に作成したキャッチフレーズやロゴを活用して、町内でのまちの魅力の情報量を増やし町内企業めぐりなど「まちの魅力を発見する」魅力発見ツアーの企画及び実施を「おおぐち宣伝部」と協働で話し合いながら行う。また、これまでに発見したまちの魅力をまとめ、大口町の魅力を簡単に伝えることができるものを作成してまちの魅力の啓発に努め、SNS や広報紙以外に、これまでの事業等に参加した人やアンケート等に協力いただいた方への情報発信も行っていく。 新たな情報の発信方法の掘り起こしとプロモーション事業の継続のために、「おおぐち宣伝部」や NPO 法人まちねっと大口と協働で若い世代からの発案の機会を設ける。 戦略3「まちとつながって暮らす」、戦略6「受け入れる環境を整える」ために、子育て世代をはじめとした若い世代の移住定住促進のための施策として、大口町内在住の親世帯との同居・近居支援や、在勤者の住宅取得支援を空家対策と合わせて行う。
-----------------------	--

■作業工程（当該年度）

月	作業内容
4～	まちの魅力発信協働委託 ・ワーキング会議（月1回程度）で「おおぐち宣伝部」と話し合いながら、町内企業めぐりなど魅力発見、発信活動など年間活動計画を立て随時開催する。 金助まつり・大和屋 PR
6～	魅力発見ツアーの企画と実施（2回程度）
11	ふれあいまつりにて PR
12	
1	成人式にて PR
2	
3	

■事業コスト

		単位	H29 年度決算額	H30 年度当初予算額	R1 年度計画額
事業費		千円	1,800	2,307	3,497
（内特定財源）		千円	0	0	1,627
人工	職員	人工	1.0	1.0	0.9
	臨時職員	人工	0.2	0.2	0.2
	計	人工	1.2	1.2	1.1

■令和元年度計画特定財源内訳

（単位：千円）

特定財源名称	金額	備考（充当先等）
ふるさとづくり基金繰入金	1,627	協働委託料（まちの魅力発信事業）
合計	1,627	

■令和元年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目（科目等）	計画額	増減額	内容
11 需用費	425	△80	印刷製本費の減額
13 委託料	1,872	70	協働委託料及び箸包装紙作成委託料の増額
19 負担金補助金及び交付金	1,200	1,200	移住・定住支援制度の創設による増額額

■特記事項

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・これまでに行ってきたキャッチフレーズやロゴを活かして、福井県坂井市主催の「全国シティセールスストラップデザインコンテスト」地域の元気部門におおぐち宣伝部として応募を行った。また、桜以外の大口町の魅力を発掘するためのフォトコンテストを実施したり、町内企業2社の協力のもと、大口町の魅力発見ツアーを実施したりした。更には、町立小学校や町内企業、団体等の協力のもと、次代を担う児童に大口町の魅力を伝え、シビックプライドを醸成することを目的として、総合的な学習の中で各種講座を実施した。
- ・新たな情報の発信方法の掘り起こしとプロモーション事業の継続のために、「おおぐち宣伝部」やNPO法人まちなっと大口と協働で若い世代からの発案の機会「おおぐちトーク」を実施した。
- ・戦略3「まちとつながって暮らす」、戦略6「受け入れる環境を整える」のために、子育て世代をはじめとした若い世代の移住定住促進のための施策として、今年度の補助制度を運用開始。当初の予定件数3件がすぐに定員に達し、補正措置で9件分追加した。計12件を確保し、大口町内在住の親世帯との同居・近居支援、在勤者の住宅取得支援を行ったが、本制度を有効に活用いただくため、町内企業に対し周知を実施した。
- ・第2期アクションプラン作成のための会議を、3年間プロモーション活動を行ってきたおおぐち宣伝部と開催した。

■評価

- ・福井県坂井市主催の「全国シティセールスストラップデザインコンテスト」において、自治体と協働によるおおぐち宣伝部の活動やデザインが評価され、地域の元気部門において大賞を受賞した。これまでの活動成果が目に見える形で表れたものであり、今後更なるプロモーション活動の推進につながるものとする。また、今回の受賞デザインやストラップは、啓発媒体として有効に活用できるものとして期待できる。
- ・新たな情報の発信方法の掘り起こしとプロモーション事業の継続のため、「おおぐち宣伝部」やNPO法人まちなっと大口と協働で若い世代からの発案の機会「おおぐちトーク」を実施し、中高生10数名の参加が得られた。まだまだ少人数ではあるが、情報発信方法などについて若い世代の意見やアイデアを聞くことができた。今回の取組だけでなく、引き続き若い世代に参加してもらうことで、今後更なる大口町の魅力発信に向けた道筋と可能性が見えてきたものとする。
- ・戦略3「まちとつながって暮らす」、戦略6「受け入れる環境を整える」を具現化するため、今年度新たに事業化した移住定住支援補助制度について、同居又は近居支援補助金及び町内企業在勤者支援補助金の利用は、共に6件(計12件)であった。このほか、問合せ3件もあったことから、本町の魅力(暮らしやすさや働きやすさ等)が、住民はもちろん本町に所縁のある方々に定着しつつあり、今後、町、企業及び住民・団体が一体となった大口町の発展につながっていくものとする。
- ・少しずつではあるが、3年間プロモーション活動を行ってきたおおぐち宣伝部の活動の成果が表れてきており、メンバーだけでなく、若い世代の参加や子供たちへのシビックプライドの醸成にもつながってきているものとする。